

# 令和5年度第3回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 : 令和5年8月7日（月）16：00～

場 所 : 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室（2階）

## 議 事 次 第

- 1 沖縄県最低賃金の改正決定について  
部会報告  
答申
- 2 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性の検討結果報告等について
- 3 特定（産業別）最低賃金の改正の必要性について（答申）

（以下、必要性有りの答申が出た場合）

- 4 特定（産業別）最低賃金の改正決定諮問について
- 5 特定（産業別）最低賃金専門部会設置について
- 6 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- 7 その他

# 令和5年度第3回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

1 関係法令（最低賃金法等）抜粋

P 1～P 2

2 沖縄地方最低賃金審議会 特定(産業別)最低賃金専門部会運営規程（案）

P 3～P 4

## 最 低 賃 金 法 (抜粋)

(特定最低賃金の決定)

第 15 条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条 前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るものでなければならない。

第 17 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不適当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

(会長)

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。  
 3 会長は、会務を総理する。  
 4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

(専門部会)

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。  
 3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。  
 5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

(政令への委任)

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

## 最 低 賃 金 審 議 会 令 (抜粋)

(組織)

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(最低賃金専門部会)

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第3項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）審議会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

(雑則)

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 最 低 賃 金 法 施 行 規 則 (抜粋)

(関係労働者及び関係使用者の意見)

第11条第1項 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。

## 資料 2

### 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会運営規程（案）

#### （目的）

第1条 沖縄地方最低賃金審議会沖縄県●●業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

#### （構成）

第2条 専門部会の委員の数は、労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各3人の計9人とする。

#### （会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、沖縄労働局長（以下「局長」という。）又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき部会長が招集する。

2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の7日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも5日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するものとする。

#### （実地調査並びに参考人意見聴取）

第4条 部会長は、専門部会の議決により、特定の事案について、事実の調査をするため、委員による実地調査を行い、あるいは関係労働者、関係使用者その他関係者を参考人と指定し、その意見を聞くことが出来る。

#### （委員の欠席等）

第5条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項（第6条第6項において準用する場合を含む）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に通知しなければならない。

#### （会議における発言）

第6条 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

#### （会議の公開）

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合は、会議は、原則として非公開とする。

ある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を一部非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第8条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができます。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(報 告)

第9条 部会長は、会議において、最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは審議経過を取りまとめ、書面により沖縄地方最低賃金審議会会长に報告するものとする。

(専門部会の廃止)

第10条 専門部会は、沖縄県●●業最低賃金についての全ての審議が終了し、本審の決議をもって、これを廃止する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は令和5年8月●日から施行する。